

倶知安町 G20観光大臣会合推進町民会議の解散について

本町民会議は事業の目的を達成したため、規約第14条第1項に基づき、解散する。

なお、解散の日は2019年12月16日とする。

【参考】 倶知安町 G20観光大臣会合推進町民会議規約（抜粋）

（目的）

第2条 町民会議は、2019年に日本で開催されるG20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）に伴う観光大臣会合（以下「大臣会合」という。）の倶知安町開催に向けて必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 町民会議は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 町内の機運醸成に関すること。
- (2) おもてなし事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 大臣会合に関連した広報・啓発などに関すること。
- (4) その他町民会議の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（解散）

第14条 町民会議は、第2条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決により解散する。

2 町民会議が解散するときに存する補助金を除く残余財産については、解散時に協議する。